

資料提供

令和3年6月29日



担当課	人事課
担当者	田中・山本・楠本
電話	(073) 435-1019
内線	2565・2564・2576

職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

<被処分者>

市民環境局 環境部 収集センター 技術主任 61歳 男性

<処分内容>

免職

<事案の概要>

職員は、令和3年6月6日（日）に、飲酒運転をして車との接触事故を起こし、事故後の措置をとらずに現場から走り去った。その後、事故の相手方が追跡して警察へ通報したことで、酒気帯び運転の容疑により逮捕された。

職員が行った行為は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非違行為であり、市職員全体の信用を失墜させたものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。